豊中市都市農業振興基本計画中間見直し支援業務仕様書

**１．委託業務名**

豊中市都市農業振興基本計画中間見直し支援業務

**２．委託業務の目的**

都市農業振興基本法が平成２７年に制定され、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、同法第１０条に基づき、地方公共団体は都市農業振興基本計画を定めるよう努めることとされている。

豊中市においては、令和２年３月に「都市農業振興基本計画」を策定し、令和２年度から令和１１年度までの１０年間で、計画に沿って農業施策を進めているところである。

本計画では、農業に従事する者の高齢化や後継者不足の問題をはじめ、都市農業を取り巻く課題を踏まえる一方、水稲をはじめ多種多品目の野菜を栽培し販売する農業者もおり、また、交通の便においても利便性に富んでいることから、都市と農業を一体として考えた農業施策（市民農園、体験農園や福祉農園などの都市型農業経営）を展開していくことで、都市農業の強みを発信していく契機となる施策が盛り込まれている。

　　令和６年度は計画の中間年にあたり、施策の進捗状況や経済・社会情勢の変化をふまえて、本計画の見直しが必要であることから、業務を委託するものである。

**３．委託期間**

契約締結日から令和７年（2025年）３月３１日まで

**４．業務内容**

令和６年度（2024年度）中に予定している「豊中市都市農業振興基本計画」の中間見直し作業の進め方および見直し計画の策定について支援を行う。

1. 意向調査の実施支援・とりまとめ

　　　中間見直しのあたり市が実施するアンケート調査（市民1,000件、農業者500件）において、調査項目の設計及び入力・集計・とりまとめを行う。

（２）「豊中市都市農業振興基本計画審議会（以下、「審議会」という。）の開催に係る運営支

　　援

　　　市が設置する審議会（3回（予定））の開催にあたり、進め方や資料作成などの運営支援を行うとともに、審議会への出席を行う。

1. 見直し計画の作成（完成版

　　　意向調査等の現況分析、審議会での検討結果などを踏まえ、見直し計画の作成（完成版）を行う。

（４）打ち合わせ協議

　　　打ち合わせ協議は初回（計画時）、中間３回、最終（納品時）の計５回程度とす

るが、必要に応じて協議に参加すること。

　また、受託者は、作業を円滑に進めるために、委託者担当者と密接な連絡を取り、

その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。

（５）その他、豊中市が業務を遂行するにあたり指示する事項

５．業務体制

　　受託者は、本業務を担当する統括責任者及び従業者を指定し、受託者に報告するも

のとする。

また、統括責任者は、本業務に精通した経験者とすること。

６．成果品等

　　上記４の委託業務内容に関する成果品等を指定の媒体、部数等で期限までに提出す

ること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 成果品等の提出物 | 提出部数 | 提出期日 | 備考 |
| １ | 業務着手届 | １ | 着手時 | 紙媒体 |
| ２ | 業務実施計画書 | １ | 契約後すみやかに | 紙媒体 |
| ３ | 業務報告書 | ２ | 令和７年（2025年）３月 | 紙媒体２部及び電子媒体１部 |
| ４ | 見直し計画（完成版）　　　　　（概要版） | 1 | 令和7年（2025年）3月 | 電子媒体1部（紙媒体は不要） |

７．機密の保持

　　受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び豊中市個

人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

８．その他

　　・軽微な業務以外の委託業務について、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

　　・本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。

　　・本仕様書は、委託業務の提案をするにあたり、最低限の必要事項を掲載している。

　　 この事項を踏まえたうえで最良の提案を行うこと。受託者候補の決定後、プロポ

ーザルでの提案を踏まえ、委託仕様を決定する。

９．スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 時　　　　期 | 内　　　　容 |
| 令和６年（2024年）５月 | プロポーザル募集 |
| 令和６年（2024年）６月 | 応募書類提出締切審査（プレゼンテーション）契約締結初回打ち合わせ業務開始 |
| 令和６年（2024年）７月～令和７年（2025年）２月 | 中間打ち合わせ |
| 令和７年（2025年）３月 | 最終打ち合わせ業務報告書提出成果品納品 |